



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

781	地方卸売市場の認定	(食品流通課).....	1
782	紀の川用水土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	1
783	住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任	(").....	2
784	紀の川用水土地改良区の定款変更の認可	(").....	3
785	小田井土地改良区の定款変更の認可	(").....	3
786	漁船損害等補償法の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(資源管理課).....	3
787	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
788	道路の供用開始	(").....	4
789	道路の位置の指定	(都市政策課).....	4

○ 公安委員会告示

26	遊泳区域の指定	4
----	---------	-------	---

告 示

和歌山県告示第781号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定に基づき次のとおり地方卸売市場の認定をしたので、告示する。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 開設者の名称及び住所
 - (1) 名称 三輪崎漁業協同組合
 - (2) 住所 新宮市三輪崎一丁目16番17号
- 2 地方卸売市場の名称
三輪崎漁協地方卸売市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
 - (1) 位置 新宮市三輪崎一丁目16番20号
 - (2) 取扱品目 水産物
- 4 認定年月日
令和5年6月16日

和歌山県告示第782号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

就任した役員（令和5年6月27日就任）

職名 氏 名 住 所
監事 辻村博明 日高郡日高町大字萩原547番地の1

和歌山県告示第783号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 退任した役員(令和5年3月31日退任)

職名	氏 名	住 所
理事	下津勝義	岩出市根来1190番地
理事	平松勝治	岩出市根来480番地
理事	橋本真知子	岩出市根来1049番地の5
理事	西口記生	岩出市根来1371番地
理事	鶴崎政範	岩出市尼ヶ辻38番地
理事	佐谷誠	岩出市根来1235番地
理事	小松義治	岩出市森177番地
理事	土生川浩章	岩出市波分95番地
理事	土生川朔	岩出市波分99番地
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	宮本雅史	岩出市赤垣内84番地の1
理事	増田成美	和歌山市馬場224番地7
理事	田村義彦	岩出市安上81番地の2
理事	安村常雄	岩出市安上116番地
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
監事	平野純男	岩出市根来1137番地
監事	室谷壽彦	岩出市金屋153番地の2
監事	上田晃弘	岩出市西安上204番地
監事	川端敏郎	岩出市堀口5番地の1

2 就任した役員(令和5年4月1日就任)

職名	氏 名	住 所
理事	下津正人	岩出市根来1022番地
理事	山野泰生	岩出市安上293番地
理事	室谷壽彦	岩出市金屋153番地の2
理事	宮本雅史	岩出市赤垣内84番地の1
理事	中垣文男	岩出市根来673番地の2
理事	田村博之	岩出市安上111番地の5
理事	大谷学	岩出市根来893番地
理事	米村光代	岩出市根来1204番地
理事	勝谷進	岩出市根来1176番地
理事	原田幸次	岩出市根来1130番地
理事	増尾成紀	岩出市堀口52番地の3
理事	小橋好夫	岩出市波分8番地
理事	福山里江子	岩出市根来626番地の3

理事 安村寿高 岩出市安上132番地
 理事 池浦清隆 岩出市金池363番地の1
 監事 福田輝章 岩出市湯窪76番地の2
 監事 中島一成 岩出市尼ヶ辻5番地の2
 監事 上田晃弘 岩出市西安上204番地
 監事 川端敏郎 岩出市堀口5番地の1

和歌山県告示第784号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、紀の川用水土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第785号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県告示第786号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、令和元年和歌山県告示第183号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和5年6月24日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

加入区の名称 和歌浦及び那智

和歌山県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡美浜町大字三尾字中ノ浜 888番4地先から同町大字三尾字 西浜935番2地先まで	旧	4.10 } 9.20	206.20	
同上	新	5.30 } 9.60	207.10	

和歌山県告示第788号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡美浜町大字三尾字中ノ浜888番4地先から同町大字三尾字西浜935番2地先まで

供用開始の期日 令和5年6月27日

和歌山県告示第789号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年6月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3621	伊都郡かつらぎ町大字妙寺 字姥ヶ懐962番1の一部	伊都郡かつらぎ町大字山崎 24番地 前田昌計	令和 5. 6. 12	6. 00	37. 97

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第26号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和5年6月27日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	遊泳区域の指定期間
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和5年7月1日から 同年8月31日まで
産湯海水浴場	日高郡日高町大字産湯	日高郡日高町大字産湯地先の海域で、「産湯海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上